

II 第133号議案

指定管理者の指定の件（神戸市水の科学博物館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市水の科学博物館

2 指定管理者

神戸市須磨区大池町5丁目6番30号
一般財団法人神戸市水道サービス公社
代表理事 竹田 尚弘

3 指定期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

理 由

神戸市水の科学博物館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

指定管理者の指定の件について（神戸市水の科学博物館）

1. 公の施設の名称

神戸市水の科学博物館

2. 指定管理者

神戸市須磨区大池町5丁目6番30号
一般財団法人神戸市水道サービス公社
代表理事 竹田 尚弘

3. 指定期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

4. 債務負担行為

期間：令和元～2年度 限度額：59,000千円

5. 指定管理料

令和2年度予定 58,341千円

6. 選定までのスケジュール

令和元年7月1日（月）～9日（火）	応募要領の配布
令和元年7月12日（金）	現地見学会
令和元年7月12日（金）～19日（金）	応募に関する質問受付
令和元年8月30日（金）～9月6日（金）	応募書類の受付
令和元年10月7日（月）	選定評価委員会の開催

7. 選定理由

神戸市水の科学博物館の指定管理者候補者の選定にあたっては、1団体から応募があった。提案書類等について、事業計画・事業提案・収支予算等を選定基準に基づいて総合的に評価し、選考を行った。その結果、実績を踏まえた提案として評価でき、安定した運営が期待できること及び、水道事業の広報拠点としての取り組みにも期待できるため候補者として選定した。

8. 主な提案内容

- ・多世代の利用確保
- ・障害者就労事業所等を通じた事務用品等の調達
- ・水道料金の仕組みや水道施設の老朽化への対応など、神戸の水道事業について市民に身近でわかりやすい広報展開
- ・これまでの実績や経験をもとに、市民講師制度を活用したイベントを、夏休みを中心にできるだけ多く開催し、集客

9. 評価項目・評価結果

評 価 項 目	配点	候補者
応募者に関する項目	25	24
施設の管理運営に関する項目	25	17.75
サービス内容に関する項目	35	26.83
管理コストに関する項目	15	11.67
合 計	100	80.25

10. 応募団体

一般財団法人神戸市水道サービス公社

【神戸市水の科学博物館の概要】

1. 設置目的

水及び水道に関する資料を収集し、及び展示して市民の利用に供することにより、水道事業に関する知識の普及及び啓発を図ることを目的とする。

2. 所在地

神戸市兵庫区楠谷町 37 番 1 号

3. 開設時期

平成元年 4 月

4. 規模構造及び施設内容

①水の科学博物館

- ・構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート、鉄骨造、鉄筋コンクリート造 2階建て
- ・建築面積 606.16 m²
- ・延床面積 1,098.29 m²
- ・施設内容 1階 テーマシアター・水の実験室・展示室
2階 展示室

②事務所

- ・構造・規模 鉄筋コンクリート造 2階建て
- ・建築面積 176.07 m²
- ・延床面積 315.42 m² *鉄骨造附属建物あり（資材置き場利用）
- ・施設内容 1階 事務室
2階 会議室

③屋外便所

- ・構造・規模 鉄筋コンクリート造 平屋建て
- ・建築面積 34.27 m²
- ・延床面積 34.27 m²

④詰所

- ・構造・規模 組積（煉瓦）造 平屋建て
- ・建築面積 6.58 m²
- ・延床面積 6.58 m²

⑤来館者専用駐車場

- ・敷地面積 471.70 m²
- ・駐車台数 7 台

5. 休館日及び開館時間

- (1) 休館日 毎週月曜日（ただし、月曜日が祝日の場合はその翌日）
年末年始（12月28日から1月4日）
- (2) 開館時間 午前9時30分～午後4時30分まで（入館は午後4時まで）

6. 利用状況

平成30年度入館者数 44,555人